



子ども・子育て支援新制度の概要

子育てをめぐる課題を解決し、全ての子どものすこやかな成長のため取り組みを実施していきます

① 全ての子どもたちに質の高い教育・保育の提供

- ・ 家庭環境や経済的要因によらず全ての子どもに公平な教育・保育を提供
- ・ 幼稚園、保育所の良さをあわせ持つ「幼保連携型認定こども園」の普及を進めます

② 地域子育て支援事業の充実

- ・ 一時預かり、親子広場など地域のニーズに合わせた子育て支援を充実させます
- ・ 在宅で子育てされている方への支援を強化していきます

平成 27 年度入園より認定こども園・幼稚園・

保育所等を利用する際の手続きが変わりました

幼稚園・保育所等を利用する際は

- i) 市から保育の必要性の認定を受け認定証の発行を受けます
- ii) 認定証を持って利用申し込みを行います
※一部対象外となる場合があります

③ 待機児童の解消

- ・ 保育の受け入れ数を拡充します
- ・ 少人数の預かりを行う地域型保育事業を実施します

